

中華人民共和國産トリス（クロロプロピル）ホスフェート
に対する暫定的な不当廉売関税の課税

関税・外国為替等審議会
関税分科会特殊関税部会
財務省関税局

調査の概要等

調査の概要

- 政府において、関税定率法第8条に基づき、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）産のトリス（クロロプロピル）ホスフェートに関し、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、調査を実施。

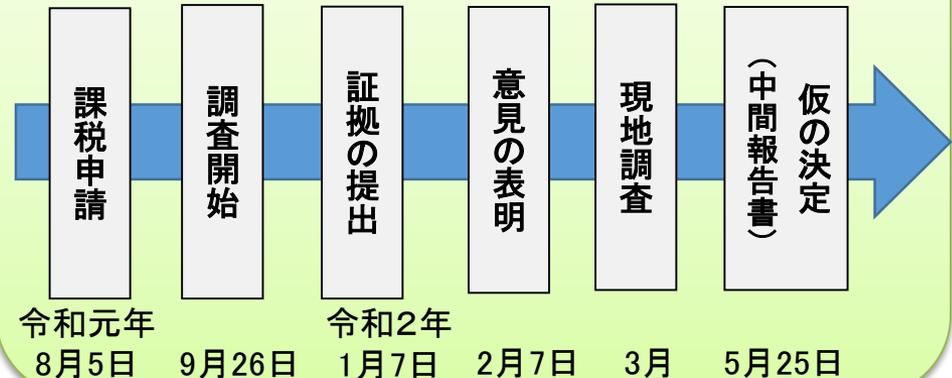
【調査対象貨物】

- トリス（クロロプロピル）ホスフェート
- HS2919. 90号に分類



[写真提供：大八化学工業株式会社]

【これまでの経緯】



【調査対象期間】

- 不当廉売された貨物の輸入の事実：平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実：平成26年4月1日～平成31年3月31日

暫定的な不当廉売関税の課税要件

- 不当廉売された貨物の輸入の事実が推定されること。
- 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定されること。
- 本邦の産業を保護する必要があると認められること。

※ 関税定率法第8条第9項

証拠及び情報の提出

- 利害関係者等に対し質問状等を送付したところ、輸入者5者、本邦生産者1者、産業上の使用者8者から質問状への回答(証拠及び情報の提出)がなされた。

【表1】 当初質問状等への回答(証拠及び情報の提出)状況

利害関係者等の区分	送付数	確認票						当初質問状	
		回答数			うち実績(注)あり			回答数	
	件 (A)	件 (B)	B/A %	件 (C)		C/B %		件 (D)	D/A %
				生産	輸出	生産	輸出		
供給者(中国)	19	1	5.3	0	0	0	0	0	0
(市場経済条件の浸透 事実に関するもの)	19	0	0	0		0		0	0
輸入者	14	7	50	6		85.7		5	35.7
本邦生産者	2	2	100	1		50		1	50
産業上の使用者	15	12	80	11		91.7		8	53.3

(注)「実績」は、それぞれ以下の実績がある場合を示す。

「供給者」: 調査対象貨物の生産又は輸出

「(市場経済条件の浸透事実に関するもの)」: 中国における同種の貨物の生産

「輸入者」: 調査対象貨物の輸入

「本邦生産者」: 本邦産同種の貨物の生産

「産業上の使用者」: 調査対象貨物又は本邦産同種の貨物の購入

不当廉売された貨物の輸入の事実

不当廉売差額率の算出

$$\text{不当廉売差額率(\%)} = ((\text{正常価格} - \text{輸出価格}) / \text{輸出価格}) \times 100$$

- 正常価格 : 市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかったことから、輸出国の国内価格等に代えて、調査対象貨物と同種の貨物を生産する国であって中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国の企業の価格情報を用いて算出。
- 輸出価格 : 質問状等に対する供給者からの回答がなかったことから、調査当局が知ることができた事実として輸入者に対して送付した質問状の回答等に基づき算出。

中間結果

- 正常価格と本邦への輸出価格を比較し、輸出価格が正常価格よりも低かったため、不当廉売された貨物の輸入の事実が推定された。
- 算出された不当廉売差額率は40.73%。

【表2】 不当廉売差額率

国	供給者名	不当廉売差額率
中国	全供給者	40.73%

実質的な損害等の事実

検討

● 不当廉売された貨物の輸入
 ⇒中国産の貨物は、調査対象期間を通じ、本邦における市場占拠率において支配的な水準を維持する量で輸入された(D)。また、国産品を常に下回る価格で輸入され、販売された(G)。

● 本邦産業への影響
 ⇒本邦産業は、国産品の販売先を維持・確保するべく、価格の引下げ及び価格の引上げの抑制を行い続けた(E)。その結果、製造原価の増減に見合った価格設定ができず、営業利益が著しく減少(J)。

● 因果関係
 ⇒中国以外の国からの貨物による国産品価格への影響などは特に認められず、中国からの不当廉売輸入と本邦産業に与える損害との因果関係が推定。

【表3】 本邦の産業の状況

指数 (平成26年度=100)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考)26年度から30年度における変化率
国内需要量(A)	100	105	104	111	111	+11%
中国産品の輸入量(B)	100	101	94	97	91	▲9%
国産品の販売量(C)	100	152	207	241	306	+206%
中国産品の市場占拠率(D)	100	85~100	85~100	75~90	75~90	▲10%~ ▲25%
国産品の価格(E)	100	89	81	80	84	▲16%
中国産品の価格(F)	100	102	92	93	108	+8%
(価格比(%))(G)	70~85	80~95	80~95	80~95	85~100	
国産品の売上高(H)	100	133	163	190	252	+152%
国産品の製造原価(I)	100	100	92	93	101	+1%
国内産業の営業利益(J)	100	▲850	▲1488	▲1727	▲2539	著しく減少

$$\text{価格比(\%)} = (\text{輸入品(中国)の価格} / \text{国産品の価格}) \times 100$$

中間結果

● 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定された。

暫定措置の発動

本邦産業保護の必要性

- 調査中に生じる損害の拡大を防止し本邦産業を保護するために、暫定措置を発動する必要性が認められる。

暫定措置の発動

- 調査によって明らかになった不当廉売差額率に基づき、表4のとおり暫定的な不当廉売関税を課することが適当（暫定措置の期間は、WTO協定及び法令で認められた期間内である4か月）。

【表4】不当廉売関税率（暫定措置）

国	供給者名	不当廉売関税率
中国	全供給者	37.2%

(注) 不当廉売関税率 = (不当廉売差額 / 本邦輸入価格) × 100